

第五回國會 衆議院 水産委員会 議録 第十八号

昭和二十四年五月二十三日(月曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君

理事 高 嘉郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 玉置 信一君 理事 松田 鐵藏君

理事 林 好次君 理事 砂間 一良君

理事 小松 勇次君 理事 早川 崇君

川端 佳夫君 川村 善八郎君

五島 秀次君 田口 長治郎君

富永 裕五郎君 永田 節君

二階堂 進君 西村 久之君

出席政府委員

水産廳長官 飯山 太平君

委員外の出席者

(水産廳次長)

農林事務官 藤田 巖君

専門員 小安 正三君

専門員 齋藤 一郎君

本日の會議に付した事件

閉會中の審査に関する件

小委員長の経過報告聴取

漁業法案(内閣提出第一八六号)

漁業法施行法案(内閣提出第一八七号)

○石原委員長 これより會議を開きます。

漁業法案及び漁業法施行法案を一括議題にいたします。審査に入ります前に、お諮りいたします。ただいま議題

とした漁業法案及び漁業法施行法案は、本会期中には審査の終了は不可能となりましたが、本案の重大性にかんがみ、閉會中もこれが審査を続けたいと思ひます。つきましては、去

る十八日の委員会において御決定願ひました閉會中の審査申出書の閉會中審査すべき事件について、漁業権に関する件、水産物の生産増強に関する件とありますのを、漁業法案、漁業法施行法案及び水産物の生産増強に関する件と変更いたし、議長に申し出たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 異議なしと認めまして、ではさよう決定いたします。なお手続等は委員長に御一任をお願いいたします。

次に資材に関する小委員会の委員長より発言を求められています。川村小委員長。

○川村委員 私は資材小委員長として、本委員会に付託になりました水産資材小委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る四月の六日設置以來、数次にわたつて會議を開きまして慎重審議し、各委員と政府との間に質疑應答がかわされたのであります。そのおもなるものの大要は左の通りであります。一、水産の重要資材の行政は、商工省にあるのは不合理であるから、農林省水産廳に移管すべきではないか。一、重要漁業資材は、單一爲替レート設定によつて二倍以上の價格引上げとなるが、魚の購買力が低下して魚價引上げ困難なる今日、重要漁業資材及び燃油等に対し、補給金を出して資材の價格引上げを防止すべきではないか。

一、水産資材及び燃油等の確保は完全に行つていられるかどうか。一、漁業用リンク物資は甲級地、乙級地の陸揚制度を廢し、公平に配給し、増産を奨励すべきではないか。一、漁業資材の配給は、資本漁業者と零細漁民と不公平な配給をしているのではないか。一、漁業資材の横流しは多量にあるようであるが、配給制度及び配給機構等を改善し、横流しを防止すべきではないか等であつたのであります。これらに対しまして、政府委員飯山水産廳長官、同藤田次長、同石川資材課長その他より親切に、微に入り細にわたつて答弁または説明等があり、各委員は了承したのであります。右に取上げられました諸問題中、今日すでに実行に移されたものもありまして、本委員会には有意義に終了したのであります。今後とも、各常任委員を初めといたしまして、政府当局も十分協力し、水産用資材全般の確保と配給等に万全を期せられんことを希望いたします次第であります。

以上御報告申し上げます。

○石原委員長 ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○石原委員長 速記を始めてください。ただいまの川村小委員長の御報告を承認することに、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めまして、さよう決定いたします。

○西村(久)委員 この際漁港に関する小委員会の経過並びに結果を御報告して御承認を願ひたいと存じます。

漁港に関する小委員会は、二度にわたつて小委員会を開きまして、いろいろ検討を重ねたのであります。御承知の通り、漁港はその性質上商港であり漁港であるというような関係等が非常に複雑でありますので、簡単にこれを漁港なりと認定するのに相当理由が必要となるために、今日まで漁港法の制定の運びに至つていないのであります。会期も非常に短かい今日でありますので、漁港法の制定に關しまして、小委員会におきましては、その運びに至らなかつたことを、はなはだ遺憾に存じますけれども、ここで一應御報告申し上げます。従いまして次の國會に漁港法に關する小委員会を再度御設置願ひまして、漁港法の制定に關してその実現を期するために、委員長においても御考慮願ひたいと思ひます。簡單であります。以上御報告申し上げます。御承認願ひたいと存じます。

○石原委員長 ただいま西村漁港小委員長長の御報告は、事情やむを得ないものと認めます。これを承認することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めまして、さよう決します。

○石原委員長 それでは漁業法案及び

漁業法施行法案につきまして御質疑を願ひます。玉置君。

○玉置委員 私は新議員でありますので、古い方は私の質問するようなことを大体おわかりであるかもしりませんが、私は國政調査その他の面から考えまして、この場合数項にわたつて、きつめて簡単に質疑いたしたいと存じます。

ただいま議題になつております漁業法案を通覽いたしますと、非常に複雑で解釈に苦しむような点もあるわけですが、もつとも詳細に検討はいたしておりませんが、本案の施行後においては、各漁業会ないしは水産組合が、その運営の上に、漁業者との間に、法的解釈あるいは取扱ひ上、非常に難点にぶつかりはしないかというようなことが考えられますので、私は以下数項にわたつて一問一答の形で政府当局に質疑いたしたいと存じます。

まず最初にお尋ねしたいことは、本法の附則第二項において、すなわち旧漁業法は廢止するということになつております。そして本法施行法案の第一條では、新法施行後二箇年間は、新漁業法の規定にかかわらず、旧漁業法はなおその効力を有するということになつておりますが、ところがこの新法施行後に、第一條の規定による現存漁業権の存続も、また農林大臣が地区を指定して、告示されたその瞬間になくなるというようなことを聞いておるのであります。その關係はどうなるの

か。基本的な大きな問題でありますから、一應お伺いしたい。

○藤田説明員 お答え申し上げます。漁業制度の改革は非常に複雑になりますので、経過的には施行後二年間はやはり従来の漁業権のままに存続をいたしまして、その間において漁業調整委員会をつくらして行く。そして漁業調整委員会ができましたと、そこで海区の漁業調整計画というものを、どういふふうに新しく免許するかと、どういふ根本的な問題をきめるわけでありませう。それから一方、漁業権の補償委員会ができましたと、具体的に各漁業権の補償金額というものを算定してきめて行くわけでありませう。そういうふうな準備がいろいろあります。その準備が大体海区についてできましたときに、今度はその海区について、定置漁業権はどこどこの漁場区域においてこれを免許する、従つてこれの免許を受けたいという希望がある者は申請をせよということに相なり、申請をいたしました者の中から、優先順位と適格性に基いて審査をいたす。そして新しく漁業権を免許すると同時に、従来漁業権を消滅する。そして新しくできました部分については、現行法によつて施行して行く、こういうふうな移りかわりに相なるのであります。

○玉置委員 そのうと、移りかわりの今の海区を指定することによつてそれさきまれば、二箇年間にいう問題はそこで消滅するわけですね。

○藤田説明員 これは一應各海区ごとに計画をたてなければいけません。その海区については計画ができれば、その海区については大体進行して行く。そして全部としては二年以内に完了

するといふような建前に考えております。しかし実際問題といたしましては、おそろく二年間は準備期間になり、そして二年を経過したおりに、全海区についてそれまでに一應発表して大体許し得べきものを初めきめて、そして従来の漁業権の消滅とともに新しい漁業権を決定する、そういうふうなことをおそろく一方にやつて行くような結果になるのではないかと、思います。

○玉置委員 漁業法案第十四條の適格性の問題ですが、一項の第一号、第二号の「漁業に関する法令の悪質の違反者であること。」「労働に関する法令の悪質な違反者であること。」「この悪質な違反という定義と、これに関連いたしまして同條と第二十八條の、相統その他によつて取得したる権利の問題で御質問いたしたいのですが、もし特定の人が相統によつて漁業権を獲得したという場合に、この不適格という烙印を押されてこれを取消されるというふうな場合に、もしその名義者がそれによつて権利が消滅した場合に、さらにその家族である何人かの名前がこれに相統できるものであるか、すなわちかわるべき人の名義に免許、許可されるものであるか、そこで、重大なる問題はその名義者であつた者が不適格者になつて取消されて消滅したという場合に、子供で経営の能力のないものも名義になつて、そしてその家庭の生活上、その子供が多くの人を使うことができなから、従つて悪質によつて取消されたその人が依然として名義人ではないが、実際の経営に当らなければ経営ができないというものがずいぶん出て来やしないか、こう思ふのであり

ますが、そうした関係はどういうような解釈で免許をさせ、あるいは経営を認めるかということになるのであります。この点をお聞きしたい。

○藤田説明員 この免許の適格性に関する第十四條の規定の解釈であります。これは非常に従来法律とは違つた、言わば英米法的な考え方、判例的にきまつて行くといふふうな書き方になつておりますので、実際問題としてはいかなる者が該当するかというふうなことが問題になるだらうと思ひます。これは私も立法する上にもそのいかなる者を適格性にするかといふことを、できるだけ具体的に書くといふことで苦勞したのであります。まづ漁業に関する法令の悪質な違反、これは言はば、いわゆる経済違反は含みません。つまり統制法違反、たとえばやみをしたといふような問題はこれに含みません。これは漁業に関する法令、つまり漁業法、繁殖法及び取締法、そしていろいろな見地の法令の違反者である。それによつたとえ長期の刑に処せられたといふふうな者は、これは該当するわけでありませう。しかしながらその場合に何年以上の者がこの悪質な違反者になるかといふ問題であります。これは実際問題として書くことも非常に困難であります。たとえば五年以上の刑に処せられた者は、これは悪質と認めるといふことにはいたしません。なか／＼具体的にはいろいろの場合があるであらうといふことで、一應この悪質といふことは社会通念によつてこれを判断する、一つはやはり漁業調整委員会がいろいろの事情から判断する、そして悪質なりと調整委員会においていろいろきめて、こ

れは悪質であるという者がこれに該当するといふように考へております。それから労働に関する違反の問題にいたしまして、これはやはり同じような問題であります。この悪質な違反といふものは、私どもとしては極端なものは、それが見て極端だといふようなものは、これが適格性なしとして落して行こうといふ趣旨であります。軽微なものはこれによつて落さうといふような考えは持つておりませぬ。それからこの漁村の民主化阻害の事例でございますが、三にも漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。とありますが、これも字句としてきわめてはつきりしない関係で、これはページにされたものはこれに該当するかどうかといふことが一つの問題であります。私どももいたしましては、ページとこれは関係なしと考へておる。やはり具体的に漁村の民主化を阻害する言めて封建的なやり方、言わば通俗に言われておりますところの、悪い意味におけるボスといふようなことを、いわば海区漁業調整委員会が討議して、三分の二がどうも極端だといふようなものを適格なしといふように考へておる、これはやはり具体的に個々の事実を取上げて判断して、だん／＼その事実が積み重つて参りまして、おのずから一つの気分といふものがつくり上げて行かれるといふような考へてあります。

それから次の相統による問題でございます。これは相統人が不適格な場合にそれはどうなるかといふことであります。相統人が不適格な場合は、これは二十八條の第二項によりまして、適格性を有するものでないといふことを都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見を聞いて認めた場合に、これは一定期間内に譲り渡さなければその漁業権を取消する、こういうふうなことをその者に通知するといふわけですね。従つてまた譲り渡される者につきましては、これは適格性を持つていなければならぬといふことに相なります。従つて適格性を持つておるような者については、その者に譲り渡すことができるかと考へております。そして相統人がきわめて幼少であります、結局悪質な人が事実その権利を占める、当然そのはねのけられたような者が実権を握つてやるといふふうな点であります。そして、そういうものについてはちよつと規定がありませんが、確かに適格性がないといふことがあつて判明をいたしました場合には、その漁業権を取消するといふ規定なのであります。それによつて処置いたしたいと思つております。

○玉置委員 ただいま御答弁になりました取消すといふことがきわめて重大な点でありまして、私質問申し上げておるのですが、そして幼少である者が適格な者になつていない。それから悪質な者がこれに携つてはいかぬから、これをさらに追放するといふことになると、結局その漁業経営はやつて行けないといふことになつて、その者が生活権を奪われることになつて、それが生活権の保護といふことは憲法におきましても保障されておるところであるにもかかわらず、その者は結局路頭に迷うのですが、そういう結果になつても、なおかつこれを取消すといふような方針のものであるかどうかを承りたい。

二

○藤田説明員 その取消の規定は第三十八條に規定してございます。漁業の免許を受けた後に漁業権者が第十四條に規定する適格性を有する者でなくなつたときには取消さなければならぬ。それから第三項に漁業権者以外の者が実質上当該漁業権の内容たる漁業の経営を支配しており、かつその者は第十五條から第二十條までの規定によれば当該漁業の免許をしないことが明らかである、こういうことを認めて調整委員会が漁業権を取消すべきことを申請したときに、都道府県知事は漁業権を取消することができる、こういうことになつておられます。これによつて判断するわけでありまして、それはやはり従来の漁業権を一時消滅せしめて、新しく漁業権の免許を受ける者は、一定の適格性または優先順位によつてこれを免許して行く、こういう建前である以上は、それに反するようになつたり資格のないあるいは優先順位に該當しない者を認めて行くといふことは、これは法令全体の趣旨がこれによつて路頭に迷うといふようなことがございまして、それは別途にこれを解決すべきものであると考えます。漁業法の関係においては、これはやはり取消して行かなければ、優先順位及び適格性を認めた趣旨が失われるといふふうな考えです。

○玉置委員 そうしますと、もう一步具体的に申しますと、主人が名義人であつて、それが不適格であつて取消された。これを調整委員会で妻の名義で認めようといふことになつた。ところがその妻なるものがたまたま病弱であつて経営の一線に立てない。子供はま

だ幼少であつて雇いを使うこともできない。そうしたときに以前の経営をするといふことになれば、その主人であつた追放された者が経営の一線に立たなければ、その家は成立しない。しかしそれはこの規定によつてそういうことは相ならぬ、あくまで取消すのだといふことになると、結局生活権を奪われることになるのだが、そこにこの漁業法だけを適用して憲法上の保障を無視してやれるものかどうか、こういうことが問題になりはせぬかと思ひますが、そういう場合に、調整委員会は適当に相談して、調整委員会が認めればそれでやつて行けるかどうか、そういうところをひとつ伺ひしてみたいと思ひます。

○藤田説明員 私は憲法上の問題はあつて、一定の適格性や優先順位を認めて行く、これは一体漁業権制度の改正をやるかやらないか、すべての漁業権を一應全部消滅せしめてこれを補償し、それによつて優先順位と適格性によつてやつて行く、こういうことが漁業権法の問題にならぬか、その根本問題があると考えます。しかしそれについては、私も一定の補償をすることによつて、社会公共のいわゆる漁業の利益のために、このやうな法律を規定し、しかもこれに對して正当な補償をするといふ建前でありまして、これは憲法上も許されると思ひます。従つてその大前提がそういうことである以上、しかも優先順位と適格性によつて処置する以上、そういうものについては憲法上の問題はもう問題にならない。そのときにむしろ主人が適格性のない場合、病弱な妻に對し、しかも事実上その主人が当然仕事をしなければならぬ環境

にあるにもかかわらず、許すといふことが、むしろ初めに問題になる。そういう際には、漁業調整委員会として、かりにそういう事態になるとすれば、あらかじめ考慮してやつて行かなければならぬと考へるのであります。従つてこれは漁業調整委員会がそういう場合に取消すべきことを申請したときには、都道府県知事は漁業権を取消すことができることなるわけですが、調整委員会の方で取上げない場合は問題としてはやはり取消すべきものと認めるときにはこれを取消される、こういうことになつておられます。

○藤田説明員 願ひたいのであります。それは具体的な事実の認定が非常に入つて来るわけでありまして、従つてその具体的な判断については、いろいろこれに該當するか、あるいは該當しないかという判断が出て来ると思ひますが、適格性といふものが、たれが見ても、はつきり具体的に書いてありまして、それに該當するといふことがはつきりわかれば、川村委員のお説のごとく、これは漁業調整委員会自身が取上げることもできません。しかしながら先ほど御説明いたしましたように、適格性自身が一つの何と申しますか、御承知のようにある意味の抽象的な書き方になつておられます。たとえば先ほど例にあげましたように、二年以上の刑に処せられた者、こういうやうなことがはつきりしておれば、これはもう事実によつてはつきりするのであります。従つて二年以上の刑に処せられた者が出て来た場合は、当然これは調整委員会が許さうと考へましても、法律が許さぬわけでありまして、それはお説の通りであります。そこに解釈といふことはございませぬが、抽象的な字句になつておられますから、そこにおのずから調整委員会





結論を申しますと、調整委員会の構成は全部選挙制にして、決議機関にするということ、そして選挙にあつては階層別の選挙にして、眞に勤労者の比重を重くするというのが非常に重要だと考えておるのでありますが、この点について政府の御意見を聞きたいと思ひます。

○藤田説明員 この点については、御意見のように、非常に内部でもいろいろ慎重に研究したのであります。大体結論は、漁業調整委員会というものは、これは利益代表というふうな選出方法でなしに、問題の公平な判断者というふうな意味合いで選ぶということの方が、漁村の事情に適しているというふうな考え方をたてておられます。それで、現実問題といたしまして、利益代表的な考え方をもし取入れるといたしますと、これはたゞいまお話のごいりました階層別だけでは足りないのではありません。つまり経営者と労働者以外に、漁業については、たとえは業種別の問題がございます。つまり大漁業、小漁業、こういう関係がございます。それから入会の関係で、地域的な問題もござります。そういうところまで考えなければならぬ。しかし事実問題として、それをそういうふうなこまかく割り振ることは、とうていできないと考へます。そしてまた、かりにそういうふうに行きましても、そういう選出方で行きました調整委員会が、どう動くかということもまた懸念される。従つて、現在の考え方といたしましては、これはやはり公平な判断者という意味合いで、特に地域別、業種別、階層別という選出方はさせておらないのであります。ここは農地の方と事情が

違ふものと考へております。それから調整委員会の性格でございますが、これを決議機関にせよという御意見であります。これも内部的には考へたのでござりますが、結論を申し上げますと、現在の漁村の民主化の段階、漁村の事情から考へまして、私といたしましては、漁業調整委員会というものは、これは事實は非常に重要視して、決定機関と同じような動かし方で、大体においてやらなければならぬと思ひますけれども、これはやはり法律的には諮問機関であります。そうして判断はやはり都道府県知事というものが決定するというのが事情に適すると考へます。しかし、なおこれは將來、漁業調整委員会が法の所期する通りに構成され、しかも漁業調整がうまく行くというふうな場合には、私はお説のような方向にだん／＼と進んで行くことが適当であらうというふうな考へております。

○砂間委員 次に、補償の点につきまして、漁業権補償委員会の構成であります。これは施行法の第十七條第四項によりますと、「委員は、都道府県知事が漁業者及び漁業従事者の中から選任した者七人学識経験がある者の中から選任した者三人」ということになつております。これは徹頭徹尾天くだりでありまして、知事が上から選任することになつておるのであります。この補償委員会の仕事というものは、非常に重要であるのでありますが、これをただ知事の天くだりの選任ということでは、いろいろ弊害が起る危険性がある。これはやはり選挙にする必要があるのではないかと思つておりますが、この点について政府のお考へ

を聞きたいということでありまして、さらに、補償の仕方でありまして、大体二十五箇年賦かの交付公債に似たようなものになると思つております。これはほとんど紙くず同様なものになると思つております。これはやはり、零細漁民と申しますか、漁民から取上げる漁業権については、これは現金でやるというふうにしていただきたいと私たちが考へておるのですが、それについては、政府はどういうふうにお考へになつておるか。

それからお、この免許料、許可料の点についてであります。この点につきましても、これまで各委員からいろいろ御質問が出て来ておりますので、重複する部分は省きたいと思ひますが、どうしてもこの免許料、許可料をとらなければならぬというものであるならば、これは一定規模以上の資本漁業からは累進的にとることになつて、協同組合が経営する場合には免許料、許可料は免除するということが、協同組合を育成し、發展させて行く上からも非常に重要なことではないかと考へるわけでありまして、免許料や許可料をただ一律に、漁業権を交付した者からとると規定を改めまして、もう少し具体的に、今申しましたように、漁業協同組合の経営する場合にはこれは免除する、そうして大資本家が経営する場合には、累進的に高くする、というふうな修正される意思はあるかどうかという点について、お伺いしたいと思ひます。

○藤田説明員 補償委員会につきましては、十七條の第四項に、都道府県知事が漁業者及び漁業従事者の中から選任した者が七人、それから学識経験が

ある者の中から選任した者が三人、こういうふうにしてあります。これは、いわば漁業者及び漁業従事者の中から選任をする問題で、それから、どういう者を出すかということについては、漁民に選ばれたらどうかというふうな御意見もあるわけなんです。大体技術的な関係で考へますので、大体都道府県知事が公平に補償委員を選んだら、それでよいのではなからうかというふうな思つておるわけなんです。しかし、さういふふうな点については、ひとつ委員会をよく御研究をいたしたいと思つております。ただ私は、選挙では不適当だと思ひますのは、たとえば金融の頭のある者とか、こういうふうな人も入れなければならぬというふうにも考へるわけでありまして、選挙ということが必ずしも公平でないようにも思つておるわけなんです。そういう点はいく御審議をいただきたい、こう思つております。

それから補償を現金でやれというお話でございますが、これはもつぱら財政的な関係でございます。御承知のように、一度に現金で出しますと、たしか百七十億ばかりの支出を政府がしなければなりませんので、こういうことはとうてい刻下の財政から許されないうことと、漁業権証券という形になつております。ただ私どもといたしましては、この漁業権証券をできるだけ何とかが有利に活用する、これを資金化する道を開くという点について、これは金融その他の問題とにらみ合せて、將來考慮して行きたい、こう思つております。つまり、証券では出すけれども、それができるだけ、ある場合

には資金化ができる、あるいは何かの制度の裏づけに使えらうというふうな方向にこれを研究して行きたい、こう思つております。

それから、免許料を一率にかけないで、つまり会社企業のようなところへはたくさん免許料をかけて、協同組合がやるものについては免許料は免除する、こういう考へ方でありまして、私どもといたしましては、これは漁業権の種類によつては、さういふふうな考へが必要かと思つております。たとえれば大体免許料と補償料は見合ひになるわけでありまして、専ら漁業権の補償に要する金と、將來共同漁業権から取立てます免許料というものは、これは必ずそれだけ見合ひになるわけでありまして、専ら漁業権というふうな内容のもの補償金はできるだけ多くし、しかも零細漁業者に対する免許料のかけ方はできるだけ低くしたいというところで、リンクによるものと、さうでないものと分けて、具体的に研究しております。ただ、御意見は、おそろしく同じ定置漁業について、個人がやつた場合には免許料をとる、協同組合がやつた場合にはただにする、こういう御意見かと思ひますが、これはやはり私どもは、優先順位についてはできるだけ協同組合を優先的に考へますけれども、そのほかの條件を差別をつけるということとは、これはまた一考を要する問題と思ひます。やはり漁業協同組合といえども、同じ資格において競争さすべきでないか、さうしてかりに漁業協同組合について研究すべき面があるならば、これはまた別途の方法で協同組合を維持助成すべきところの政

六





て機船底引網漁業及小型手繰網漁業(以下機船底漁業及小型漁業と言ふ)等にて漁獲する魚族を十分に調査しそれに基づき北海道の魚田開発計画を樹立すると共に前記漁業の操業計画を樹立すること。

二、北海道内機船底漁業及小型漁業の左記諸種の監路を打開し生産の増強を図り得られる様方法を講ずること。

(一) 既存の機船底漁業及小型漁業のトン数並に馬力等を増加すること。

(二) 既存の小型漁業を整理統合する場合に或程度数の機船底漁業を許可すること。

(三) 北海道内に居住を有する機船底漁業者の操業区域制度はこれを撤廃し全道沖合一円とする。

(四) 終戦後北海道内に居住を有する漁業者より機船底漁業の出願者が相当数あつたはずであるから同漁業の操業に適當なる漁船を有する適格漁業者に或程度数を許可すること。

(五) 同一漁業区域内において他の漁業と相剋齟齬を生じない様に十分其処置を講ずること。

三、沿岸漁業の振興を絶対に妨げない様十分なる方法を講ずることすなわち関係地方漁村の繁殖保護施設並に其他の漁業施設等の資金を何等かの方法にて援助すること等もその一つである。

四、東北関係各縣の機船底漁業無許可船はすみやかに処断するとともに既存の許可船も整備を断行すること。

五、東北各縣より入漁する機船底漁業の隻数及区域等は嚴重なる制限を加へること。

六、北海道並に関係各縣廳又は關係漁業者は操業の安全性を確保するため侵略漁業を防ぎ資源の繁殖保護をはかりかつまた同漁業を恒久的に維持し増産に寄與せしむる目的をもつて適當なる監視船を相当隻数配船しその目的を十分に達成すること。

七、東北関係の監視船が監視を怠り無許可船を北海道沖合に侵入せしめまたは許可船といへども條件等を破り道内の漁業を混乱せしめた場合は関係各縣の連帶責任において違反者の許可を取消すとともに無許可船に対しては断固たる処理を講ずること。

以上であります。こうした意見をつけ加えておきますから、どうかこの意見を十分にくんで解決あらんことを切に希望いたします。

それからもう一つあります。皆さんの漁期禁漁の問題であります。過般もこの問題について質問いたしましたところ、水産廳次長から答弁があつたのであります。あの漁期あるいは制限は、北海道並びに青森縣、岩手縣は最も大きな打撃を受けるのではなからうか。今無許可船といへどもこうした條件のもとに緩和をしなければならぬといふときに、何を苦んばらぬか。私は条件をつけなければならぬ。私はこの機会にこそ過去の慣習にとらわれず、それを許可せられて、漁場の総合的高度利用といふことの一面からいたしまして、さんま漁業だけは何でもつ

てもよろしいというように開放しなければならぬと考へますので、この二点について御答弁を願ひたいのであります。

○石原委員長 川村君の御発言は議題以外ですが……。

○西村(久)委員 議事進行について……。川村委員の御質問の概要は、委員長に申される通りのように聞き及んだのであります。本件につきましては、水産當局よりもこれを調停する熱意のある意思表示がされておるのでありますから、この程度にして議題であります。法案審議に対する質疑を流しきれんことを望みます。

○川村委員 それでは答弁を求めるといふことを取消しまして、善処せられんことを要望いたします。

○石原委員長 お諮りしますが、漁業法案並びに施行法案は、わが國の漁業者にとりましてまことに重大な問題であります。いわゆる農民にとつて農地を一時取上げるといふことと同じ性質のものであります。わが國全沿岸の漁業者の死活問題であります。従つてこの見地より、この法案が編成されたものであるという点には、われわれは大きな疑問を持つものであります。慎重に相當の期間を費して、これに対する審議をなさねばならぬのであります。そのために継続審議を議會に要求し、かつ現地調査を、國政調査の形式によつて実行することを求めておる次第であります。どうかこの点はなか／＼短時間に解決はできないと思ひますけれども、しかししたずらに延びることは漁民全体の苦痛を長引かせることでもありますから、お互いに委員諸君の特別な御熱意をもつて、休会

中にも十分御努力くださるようにお願ひする次第であります。また水産廳當局におきましても、これが現地調査をする場合に、内容を説明するのは水産廳の關係官が出張しなければ、徹底的な説明はでき得ないのであります。ゆゑにわれわれ／＼現地を調査する議員には、必ず水産廳の關係の人々を同行させるように、ここに強く要望いたしておきます。

今期國會における本委員会は、今回をもつて多分終了するかと思ひますが、最後に水産廳長官に対し、強く要望する点があります。御承知のように、本委員会はわが國の現下の水産業の不振の情勢、並びに最近の國際關係等にかんがみまして、その派生すべき影響をおもんばかり、いたずらに声を大にすることを慎んで、つとめて名を避けて実を得る方針のもとに、漁業権、水産物統制、水産資材、漁港、金融等五つの小委員会を設けて、各委員は協力一致して、熱烈な審議を重ねられたのであります。従つて水産行政の強化拡充、漁区拡大、金融の問題、その他重要な諸問題につきましましては、總理大臣を初め關係各關係に對し強く要望し、これに対してはそれぞれ責任ある言質を得て、相當の成果を得たと信するものであります。これが實現については、飯山長官の今後の御努力にまつものであると信するものであります。よつてこの際長官は極度の政治力を發揮せられて、それ／＼積極的に着々解決せられんことを望むものであります。この場合長官の御所見を伺つておきたいのであります。

○飯山政府委員 ただいまは當委員会

の要望を受けまして、この要望の諸点につきましましては、私も第五國會開催以來、時間の許す限り出席いたしまして、その都度詳細に御意見を承つておるのであります。いかにこれらの重大問題について委員各位が御努力されたかといふことは、身をもつて承知いたしております。要望のあるまでもなく、私といたしましては當然の責任であります。ただ私微力のために、大なる政治力を發揮してというように委員長のお言葉がありました。私は當局の責任者といつたしまして、できるだけこれが解決に最善の努力を拂うことをここでお誓ひいたします。しかし何と申しましても、微力なる私といつたしましては、閉會中といへども有力なる委員各位の公私の御協力、御指導をいたさなければ、忸怩たるものがある。すので、どうか閉會中にも私どもの御援助御協力に一段の配慮をいたたくことを特にお願いいたしたいと思ひます。

○石原委員長 重ねて申します。水産廳は管轄の上からは農林大臣の所管でありますけれども、水産廳長官がいわゆる日本の水産の全体の長官であり、わゆる日本の水産の全体の長官であり、水産廳長官に依存するといふ氣持があるかのようにも感ぜられるのであります。しかる場合は、水産廳長官は一層その責任が重大であると私は思うのであります。われ／＼常任委員は長官のために協力することは絶対に避けられないのであります。やもするとわれわれを忌避したり、あるいは避けたりする傾向がこれまではあつたかのような感じもあるものでありますけれども、今後は本當の水と魚との關係の心持を發揮されて、十分われ／＼をも強

九

力に引き入れるように希望するものであります。われ／＼はその点では絶対にそれを避けたいという熱意を持つておる次第であります。

○飯山政府委員 ただいまの委員長の重ねての御要望の中の、水産廳長官がせつかくの委員各位の厚い御協力を忌避するかのごとき言動があつたというようなお言葉は、遺憾ながら私自覚いたさないであります。もしさような言動が私にありましたとするならば、この際進んで取消しいたします。私は微力であることを悔いますけれども、各位の誠意に報ゆる点におきましては、決して私することはなかつてもあります。しかしさようにお感じさせたことは私の不徳のいたすところと思ひます。どうかその点は御了承願ひます。

○西村(久)委員 簡単に申し上げますが、國政調査に關する今後の取扱い並びに日程等の確定等は、委員長に一任いたしました。きまりましたら各委員に間に合うようにお知らせが願ひたい。それら諸般の關係を委員長に一任いたしましたと考えます。そうして各委員の御賛成を願ひたいと存じます。それから次に今議会上に提出になりました造船法案が継続審議になりますか、あらためて出直すかは、私ども察知するところではございませんが、その間に農林省の水産廳に対しまして、關係の運輸省から折衝があることを考えますときに、本委員会の修正意見を十分に尊重されまして、水産廳に折衝の機会があります際には、その意を貫徹することに御努力願ひたいことをここに希望申し上げます。

○石原委員長 ただいまの西村君の御

発言に對して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御発言の通りに決します。

○玉置委員 ちよつと速記をとめてください。

○石原委員長 速記をとめて……。

〔速記中止〕

○石原委員長 速記を始めて……ではこれをもつて散会します。

午後零時四十三分散会